

宮崎市スポーツ少年団指導者派遣費交付要綱

- 1 主 旨 この要綱は、宮崎市スポーツ少年団登録指導者を九州規模以上の研修会等（資格取得講習会は除く。）に宮崎市スポーツ少年団が推薦して派遣する場合に適用する。
- 2 補助対象
 - 1 スポーツ少年団指導者全国研究大会
 - 2 日中青少年スポーツ交流・指導者交流事業
 - 3 日独スポーツ少年団指導者交流・同時交流事業
 - 4 その他（指導者派遣事業等）
- 3 補助経費
 - 1 上記1、2、3については、旅費の一部として支給する。但し、支給額は10,000円以内とする。
 - 2 上記4については、1に準じて支給することができる。
- 4 単価基準
 - 1 上記3-1については、別表派遣費基準によるものとする。
 - 2 上記3-2については、1に準じて支給する。
- 5 支給方法
 - 1 上記3-1については、宮崎県スポーツ少年団からの派遣決定通知を受けた指導者に対して、旅費の一部として支給する。
 - 2 上記3-2については、1に準じて支給する。

附 則 この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。